

2007年6月27日

原子力発電環境整備機構  
理事長 山路 亨 殿

原子力発電環境整備機構  
情報公開審査委員会

## 答 申 書

2007年6月18日付で原子力発電環境整備機構（以下「機構」という。）から当委員会へ諮問された2007年度諮問第5号（「2007年5月30日付で受付けた情報公開請求書の機構資料」の公開請求に対する取り扱いについて）に対し、当委員会は、審議の結果に基づき、以下のとおり答申する。

### 第1 答申の趣旨

公開請求に係る機構資料について、

1. 「東洋町へ発信した文書ならびに同文書に係る承認書」関係資料のうち、「個人情報」を非公開とし、その他を公開すること。
2. 「経済産業省へ発信した文書ならびに同文書に係る承認書」及び「経済産業省から受理した文書」関係資料は、対象資料が存在しないことから非公開とすること。
3. 「東洋町への出張に係る旅費申請・支払書（2007年5月15日以降～5月29日まで申請・審査完了分）」関係資料は、「市町村等識別情報」を含む情報に該当すると認められることから、存否を明らかにしないで非公開とすること。

### 第2 答申の理由

#### 1. 情報公開請求の内容

- (1) 「東洋町へ発信した文書ならびに同文書に係る承認書」
- (2) 「経済産業省へ発信した文書ならびに同文書に係る承認書」
- (3) 「経済産業省から受理した文書」
- (4) 「東洋町への出張に係る旅費申請・支払書（2007年5月15日以降～5月29日まで申請・審査完了分）」

#### 2. 上記公開請求に対する機構の説明

- (1) 上記1. (1)に係る機構資料のうち、「原子力発電環境整備機構情報公開規程（以下「規程」という。）」の別表第2「1. 個人情報」に該当する個人識別情報（ただし、公開することが慣行として確立しているものを除く）を非公開とし、その他は公開とする。

- (2) 上記 1. (2)及び(3)に係る機構資料については、既に請求されたものを除く対象資料が存在しないことから、非公開とする。
- (3) 上記 1. (4)に係る機構資料については、「規程別表第 2 及び第 10 条の運用・解釈について」の「4. 事務事業情報」の運用・解釈における想定資料の第 1 に該当する正式応募前の「市町村等識別情報」を含む資料として認められることから、規程第 10 条の規定により、資料の存否を明らかにしないで公開とする。

### 3.当委員会の判断

- (1) 上記 1. (1)「東洋町へ発信した文書ならびに同文書に係る承認書」機構資料には、規程別表第 2 「1. 個人情報」に該当する個人識別情報が記載されていることから、規程第 8 条の規定により、部分公開とすることは、妥当である。
- (2) 上記 1. (2)「経済産業省へ発信した文書ならびに同文書に係る承認書」及び(3)「経済産業省から受理した文書」機構資料の有無について確認したところ、対象資料として存在しないことが、認められたことから、非公開とすることは、妥当である。
- (3) 上記 1. (4)「東洋町への出張に係る旅費申請・支払書(2007年5月15日以降～5月29日まで申請・審査完了分)」機構資料については、同町の応募取下げ後のものであり、規程別表第 2 「4. 事務事業情報」に該当する正式応募前の「市町村等識別情報」であり得ることが認められ、当該情報が記載された資料が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報である「市町村等識別情報」を公開することとなるものと認められることから、規程第 10 条の規定により、存否を明らかにしないで非公開とすることは、妥当である。

### 第 3 審議の経緯

- (1)2007年6月18日 情報公開審査委員会に諮問  
(2)2007年6月25日 第16回情報公開審査委員会  
(3)2007年6月27日 原子力発電環境整備機構理事長に答申

原子力発電環境整備機構 情報公開審査委員会  
委員(座長) 佐藤 貴夫  
委員 加藤 一郎  
委員 原田 肇